

鹿児島県警察からのお知らせ



令和7年4月1日～ 保管場所標章(ステッカー) が廃止になります (交付手数料550円も廃止になります。)



「自動車保管場所証明書」を窓口で受け取る日等によって
標章交付の要否が異なります。

	4月1日	
紙 【 窓 口 】 申 請	<ul style="list-style-type: none">・ 3月に申請し、3月に受取りに来た場合 申請 → 証明書受領 → 標章交付あり (550円必要)・ 3月に申請し、4月に受取りに来た場合 申請 → 証明書受領 → 標章交付なし (550円不要)・ 4月に申請した場合 申請 → 証明書受領 → 標章交付なし (550円不要)	
	電 子 申 請	<ul style="list-style-type: none">・ 3月に申請し、3月に証明通知 (証明可の登録) された場合 申請 → 証明通知「証明可」の登録 → 標章交付あり (550円必要)・ 3月に申請し、4月に証明通知 (証明可の登録) された場合 申請 → 証明通知「証明可」の登録 → 標章交付なし (550円不要)・ 4月に申請した場合 申請 → 証明通知「証明可」の登録 → 標章交付なし (550円不要)

運輸支局等へ提出できる証明書は自動車保管場所証明書の証明日 (証明書記載の日付) から概ね1か月以内に発行されたものとされています。
証明書の交付日とは異なりますので留意して下さい。

【問い合わせ先】
・ 鹿児島県内各警察署
・ 鹿児島県警察本部
交通規制課 企画許可係 099-206-0110